地すべり防止工事	次のいずれかに該当する者 イ　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。以下同じ。）若しくはこれに相当する外国の学校において砂防学、地すべり学その他の登録地すべり防止工事試験の実施に関する事務に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれらの職にあつた者又は砂防学、地すべり学その他の登録地すべり防止工事試験の実施に関する事務に関する科目の研究により博士の学位を授与された者 ロ　（略）
（略）	

（毎事業年度経過後に届出を必要とする書類）

第十条　（略）

２　法第十一条第三項の国土交通省令で定める書類は、第四条第一項第一号及び第六号に掲げる書面とする。

（届出書の部数）

第十一条　法第十一条又は第七条の二若しくは第八条の規定により提出すべき届出書及びその添付書類の部数については、第六条の規定を準用する。

（閲覧に供する書類）

第十二条　法第十三条第六号の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　第三条第一項第二号に掲げる書面（届書を提出したことを証する書面を除く。）

二　第四条第一項第一号、第六号、第八号、第九号、第十二号、第十三号及び第十六号に掲げる書類

三　第九条第二項第二号及び第三号に掲げる法第六条第一項第四号の書面

四　第十条第一項第一号及び第二号に掲げる書類

五　第十三条の二第一項柱書の認可申請書及び同項第一号から第四号までに掲げる書類

六　第十三条の二第二項柱書の認可申請書及び同項第二号から第五号までに掲げる書類

七　第十三条の二第三項柱書の認可申請書及び同項第二号から第五号までに掲げる書類

八　第十三条の三第一項柱書の認可申請書及び同項第二号から第五号までに掲げる書類

（削る）

（特定建設業についての準用）

第十三条　第一条から第六条まで（第三条第二項及び第三項を除く。）、第七条の二及び第八条から前条までの規定は、特定建設業者について準用する。この場合において、第四条第三項中「一般建設業の許可」とあるのは「特定建設業の許可」と、「特定建設業の許可」とあるのは「一般建設業の許可」と、「書類」とあるのは「書類（一般建設業の許可の

地すべり防止工事	次のいずれかに該当する者 イ　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくはこれに相当する外国の学校において砂防学、地すべり学その他の登録地すべり防止工事試験の実施に関する事務に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれらの職にあつた者又は砂防学、地すべり学その他の登録地すべり防止工事試験の実施に関する事務に関する科目の研究により博士の学位を授与された者 ロ　（略）
（略）	

（毎事業年度経過後に届出を必要とする書類）

第十条　（略）

２　法第十一条第三項の国土交通省令で定める書類は、第四条第一項第一号、第六号及び第十六号に掲げる書面とする。

第十一条　削除

（届出書の部数）

第十二条　法第十一条又は第七条の二若しくは第八条の規定により提出すべき届出書及びその添付書類の部数については、第七条の規定を準用する。

（閲覧に供する書類）

第十二条の二　法第十三条第六号の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　第四条第一項第一号、第六号、第八号、第九号、第十二号、第十三号、第十六号及び第十七号に掲げる書類

二　第九条第二項第二号及び第三号に掲げる法第六条第一項第四号の書面

三　第十条第一項第一号及び第二号に掲げる書類

（特定建設業についての準用）

第十三条　前各条（第三条第二項及び第三項を除く。）の規定は、特定建設業の許可及び特定建設業者について準用する。この場合において、第四条第三項中「一般建設業の許可」とあるのは「特定建設業の許可」と、「書類」とあるのは「書類（一般建設業の許可のみを受けている者が特定建設業の許可を申請する場合に